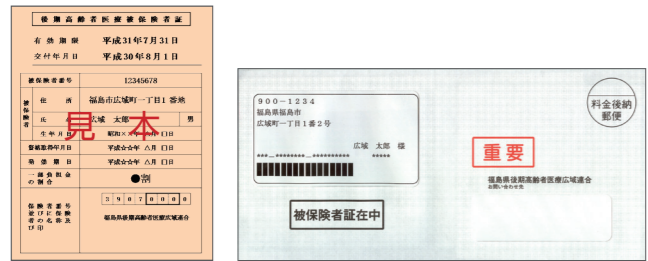


お知らせ News 後期高齢者医療制度からのお知らせです

本庁舎国保年金課 内2175

保険者証などの更新時期です

《新しい被保険者証（オレンジ色）を送付します》
75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(木)です。
8月1日(木)から使用する被保険者証（オレンジ色）は7月下旬に送付しますので、8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口にご提示してください。



▲新しい被保険者証（オレンジ色） ▲この白い封筒に入れて送付しますので、ご確認ください。

《限度額適用・標準負担額減額認定証の更新・申請》
住民税非課税世帯の方が入院および高額な外来診療を受ける際、同じ医療機関の窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる同認定証の有効期限は、7月31日(木)です。
現在認定証をお持ちの方には、7月下旬に新しい認定証を送付します。
なお、新たに更新手続きが必要な方には、6月下旬に申請書を送付していますので、期日までに申請してください。
※認定証をお持ちでない方は、お問い合わせください。

《限度額適用認定証の交付》
8月から、一部負担割合が3割で現役並み所得（住民税課税所得が145万円以上690万円未満）に該当する本人および同一世帯内の被保険者は、申請により限度額適用認定証が交付されます。
詳しくは、お問い合わせください。



保険料の決まり方

2年ごとに見直しが行われている保険料は、被保険者一人ひとりが平等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。
令和元年度の保険料率は次のとおりです。なお、保険料の決定通知書は8月中旬に送付します。

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
41,600円		所得※×7.94%		年間限度額 62万円

※この所得は、平成30年中の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いたものです。

軽減制度が改正されました

《均等割額軽減措置の判定所得基準》
1年間の所得が基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されますが、次のとおり軽減割合を変更しました。また、5割軽減と2割軽減の対象となる判定所得基準が改正されます（赤字が改正部分）。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額※
8.5割	「33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円」以下（その他各種所得がない場合）
8割	「33万円」以下
5割	「33万円+28万円×被保険者数」以下
2割	「33万円+51万円×被保険者数」以下

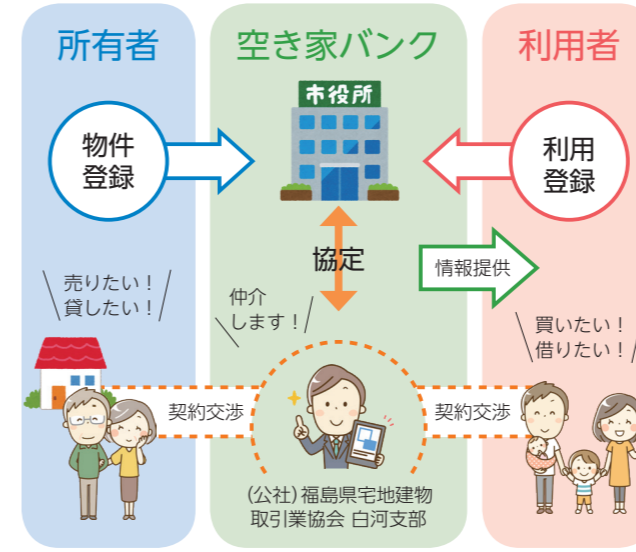
※この所得は、平成30年中の総所得金額等を合計したものです（65歳以上の方の公的年金所得は、さらに15万円減額した金額が軽減判定の所得です）。

《被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置》
被用者保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など）の被扶養者であった方は、後期高齢者医療被保険者の資格取得後2年間は、均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

お知らせ News 空き家バンクに登録してみませんか？

本庁舎まちづくり推進課 内2744

空き家バンクとは、空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者をマッチングして、空き家の流通を図る制度です。



登録できる物件

市内の一戸建て住宅・併用住宅で、居住していない、または近く居住する予定がなくなるもの、およびその敷地



利用方法

- ①申請書類に必要事項を記入したうえで、本庁舎まちづくり推進課へ提出してください。申請書類は窓口で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ②物件の売買・賃貸に関する交渉や仲介は（公社）福島県宅建物取引業協会白河支部の会員である宅建業者が行います。
※売買・賃貸借契約を締結した場合は、法律で定められた仲介手数料が必要です。

第2回空き家等相談会 CHECK

市と関係団体で構成する「白河市空家等利活用促進対策協議会」は、空き家等の売買・利活用・相続手続き・リフォームなど、さまざまなご相談に専門家が応える相談会を開催します。
●日時 8月10日(土)午後1時～4時
●会場 マイタウン白河地下大会議室（本町）
※市役所臨時駐車場をご利用ください。
●申込先 本庁舎まちづくり推進課
※事前の申し込みが必要です。



空き家の支援制度

- 《空家改修等支援事業》
空き家バンクに登録された空き家の改修費および家財処分費を、予算の範囲内で補助します。
●対象者
◇県内の他市町村（避難区域を除く）から本市に移住する方（県外からの移住者は「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」の対象です）
◇空き家所有者で、当該空き家を5年以上賃貸する方
●補助率
改修費の2分の1（上限額150万円）、家財処分費は定額（上限額5万円）
《空家解体費補助金》
●対象空き家
◇次の①～④すべてに該当する空き家
①5年以上使用されていないもの
②昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの
③公共事業の補償対象でないもの
④所有権以外の権利が設定されていないもの
◇市が定める「特定空家等判定基準(第2次審査)」の評点が100点以上となる空き家
●対象者
◇所有者（未登記物件の場合は、固定資産課税台帳に登録されている方）
◇相続人
◇所有者または相続人から、当該空き家の解体の同意を得た方
●補助率 解体費の3分の1（上限額10万円）
※市内に本社本店または事業所を有する事業者が、施工することが条件です。